

○厚生労働省令第三百三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十六条第二項、第八十八条第三項、第一百条第一項、第一百三十一条及び第一百十三条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置 第一節 (略) 第二節 労働者が石綿等の粉じん^{じん}にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置 (第十条) 第三節 (略) 第三章 (略) 第四章 管理 (第十九条―第三十五条の二) 第五章 第九章 (略) 附則 (定義) 第二条 (略) 2 この省令において「所轄労働基準監督署長」とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長をいう。 3 この省令において「切断等」とは、切断、破碎、穿孔^{せんく}、研磨等をいう。 4 (略) (事前調査及び分析調査) 第三条 事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の	目次 第一章 (略) 第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置 第一節 (略) 第二節 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置 (第十条) 第三節 (略) 第三章 (略) 第四章 管理 (第十九条―第三十五条) 第五章 第九章 (略) 附則 (定義) 第二条 (略) (新設) (新設) 2 (略) (事前調査) 第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

有無を調査しなければならない。

(削る)

(削る)

2

前項の規定による調査（以下「事前調査」という。）は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。

一 設計図書等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。

二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

3

前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。

一 既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等 当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法

二 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶 当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法

三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第

一 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

(新設)

(新設)

八号までに該当するものを除く。） 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法

四 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であつて、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

五 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグラントパッキンが設置されたものの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグラントパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

六 平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であつて、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグラントパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグラントパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

七 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であつて、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグラントパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グラントパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

八 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法

4 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無について、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならない。ただし、事業者が

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物

、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

5 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。

。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一 事業者の名称、住所及び電話番号

二 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要

三 調査終了日

四 着工日等（第三項第四号から第八号までに規定する方法により事前調査を行った場合にあつては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）

五 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造

六 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあつては、分析のための試料を採取した場所を含む。）

七 事前調査の方法（分析調査を行った場合にあつては、分析調査の方法を含む。）

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠

九 第二項第二号ただし書に規定する材料の有無及び場所

6 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業

又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

（新設）

3 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事

に従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。 一 調査終了日	二 前項第六号及び第八号に規定する事項の概要	7 第二項第二号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となったときに、事前調査を行わなければならない。	(作業計画) 第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。 (削る) (削る)	2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序 二 (略) 三 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 3 (略)	(事前調査の結果等の報告)
項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。	一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあつては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日	二 第一項の調査の方法及び結果の概要 (新設)	(作業計画) 第四条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。	一 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一 作業の方法及び順序 二 (略) 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 3 (略)	

第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは

(新設)

、あらかじめ、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。)

二 建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

三 工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事(当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。)

2 | 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

一 第三条第五項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号

二 解体工事又は改修工事の実施期間

三 前項第一号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計

四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額

五 第三条第五項第五号及び第八号に掲げる事項の概要

六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあつては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名

七 材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る。)の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 | 第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働

働基準監督署長に提出することをもって代えることができる。

- 4 第一項各号に掲げる工事を同一の事業者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、同項の規定を適用する。

- 5 第一項各号に掲げる工事の一部を請負人に請け負わせている事業者（当該仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。）があるときは、当該仕事の作業の全部について、当該事業者が同項の規定による報告を行わなければならない。

（作業の届出）

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号の二による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材（第六条の三において「石綿含有仕上げ塗材」という。）を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

- 二 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下「石綿含有保温材等」という。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）

（削る）

（作業の届出）

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

（新設）

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。）

2 (削る)
(略)

(吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置)

第六条 事業者は、次の作業に労働者を従事させるときは、適切な石綿等の除去等に係る措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

(削る)

一 前条第一項第一号に掲げる作業(囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴うものに限る。)

二 前条第一項第二号に掲げる作業(石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものに限る。)

2 前項本文の適切な石綿等の除去等に係る措置は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

六 第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

七 その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

八 前三号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん

3 前二号に掲げる作業に類する作業
(略)

(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)

第六条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 前条第一項第一号に掲げる作業(第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。)

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。)

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

(新設)

六 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前二号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん

ん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号に掲げる作業（石綿等の除去の作業に限る。）又は同項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の除去の作業に限る。）を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならない。

（石綿含有成形品の除去に係る措置）

第六條の二 事業者は、成形された材料であつて石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。次項において「石綿含有成形品」という。）を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。ただし、切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難なときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離すること。
- 二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。

（石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置）

第六條の三 前条第二項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船

ん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

（新設）

（新設）

船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合について準用する。

(石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業（石綿等の切断等の作業を伴うものを除き、囲い込みの作業に限る。）

二 第五条第一項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものを除き、除去又は囲い込みの作業に限る。）

2 (略)

(発注者の責務等)

第八条 解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。次項及び第三十五条の二第二項において同じ。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を知通知するよう努めなければならない。

2 解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及び第三十五条の二第一項の規定による記録の作成が適切に行われるように配慮しなければならない。

(建築物の解体等の作業等の条件)

第九条 解体等の作業を行う仕事の注文者は、事前調査等、当該事前調査等の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれの

(保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）

2 (略)

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を知通知するよう努めなければならない。

(新設)

(建築物の解体工事等の条件)

第九条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれの

ある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二節 労働者が石綿等の粉じんに基づく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 （略）

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

（石綿等の切断等の作業に係る措置）

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。

ある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二節 労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 （略）

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんに基づく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

（石綿等の切断等の作業に係る措置）

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従

ない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

一 石綿等の切断等の作業（第六条の二第二項に規定する作業を除く。）

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等作業を含み、第六条の三に規定する作業を除く。）

（削る）

三・四 （略）

五 前各号に掲げる作業、第六条の二第二項に規定する作業又は第六条の三に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。第三十五条の二第二項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（同項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならぬ。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

一 石綿等の切断、穿孔、^{せん}研磨等の作業

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

四・五 （略）

六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第一項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 (略)

二 石綿の人体に及ぼす作用

三・四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつて

3 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 (略)

二 石綿等の人体に及ぼす作用

三・四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつて

2	は、従事した作業の概要、当該作業に従事した期間、当該作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要並びに次条第一項の記録の概要 三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要、当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱う作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査及び分析調査の結果の概要、次条第一項の記録の概要並びに保護具等の使用状況 四 （略） （作業計画による作業の記録） 第三十五条の二 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、当該石綿使用建築物等解体等作業に係る第四条第一項の作業計画に従つて石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から三年間保存するものとする。 一 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間 二 周辺作業従事者の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間 事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当
	は、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間 四 （略） （新設）

該記録の作成者又は石綿使用建築物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者（いずれも呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業が行われている場所に当該者を立ち入らせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）及び作業衣又は保護衣を着用する者に限る。）を第六条第二項第一号及び第六条の二第二項第一号（第六条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により隔離された作業場所に立ち入らせることができる。

（保護具等の管理）

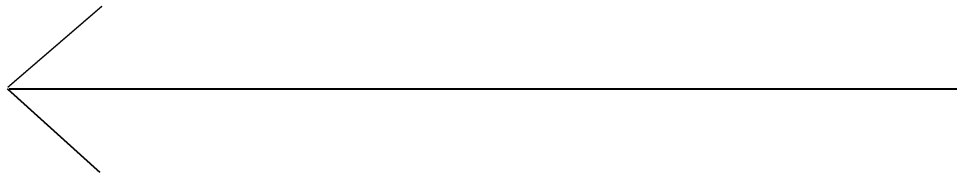
第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号（第四十八条の四において準用する場合を含む。）に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2
（略）

（保護具等の管理）
第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号（第四十八条の四において準用する場合を含む。）に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2
（略）

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。



様式第 1 号（第 4 条の 2 関係）（表面）

事前調査結果等報告

事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
作業場所の住所		工事の名称					
工事の概要		建築物又は工作物の新築工事の着工日		西暦		年 月 日	
建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦		年 月 日	
解体工事を行う床面積の合計		m ²		解体工事又は改修工事の請負金額		円	
事前調査を実施した者 （作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。）		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
		氏名		氏名		石綿作業主任者の氏名	
		氏名		氏名		石綿作業主任者の氏名	
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事前調査を実施した者		氏名		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名	
事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号	

様式第 1 号 (第 4 条の 2 関係) (裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書 (④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離 (負圧なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材 (吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第 2 種を含む)	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	☐	☐	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第 1 種	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
パルプセメント板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード／ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
その他の材料	☐	☐	☐	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□						①□ ②□ ③□ ④□
年	月	日								

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考

- 1「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 2「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 3「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 4「建築物又は工作物の構造の概要」の欄は、階数等の規模及び構造等の概要を簡潔に記入し、耐火建築物又は準耐火建築物に該当する場合はその旨も記入すること。
- 5「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 6「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 7「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 8「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、届出時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 9裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 10「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 11「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 12「切断等の作業の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 13「作業時の措置」の欄は、届出の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 14氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二条 石綿障害予防規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(事前調査及び分析調査) 第三条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。 一・二 (略) 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶(日本国内で製造されたものに限る。)の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日(第七項第四号において「着工日等」という。)が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等(次号から第八号までに該当するものを除く。) 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法 四〇八 (略) 4 事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。 5 (略) 6 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。 7 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体	(事前調査及び分析調査) 第三条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。 一・二 (略) 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶(日本国内で製造されたものに限る。)の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日(第五項第四号において「着工日等」という。)が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等(次号から第八号までに該当するものを除く。) 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法 四〇八 (略) 4 (新設) 4 (略) 5 (新設) 5 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体

等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一・七（略）

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠

九 事前調査のうち、建築物に係るもの（第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。）を行った者（分析調査を行った場合にあつては、当該分析調査を行った者を含む。）の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあつては、前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し

十（略）

8・9（略）

（作業計画）

第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

2・3（略）

（事前調査の結果等の報告）

第四条の二（略）

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第

等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一・七（略）

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠

（新設）

九（略）

6・7（略）

（作業計画）

第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

2・3（略）

（事前調査の結果等の報告）

第四条の二（略）

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第

一 号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。	一 号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。
一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号	一 第三条第五項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
二 四（略）	二 四（略）
五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要	五 第三条第五項第五号及び第八号に掲げる事項の概要
六・七（略）	六・七（略）
3 5（略）	3 5（略）

(労働安全衛生規則の一部改正)

第三条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(特別教育を必要とする業務) 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 三十三 (略) 三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。) 三十五・三十六 (略) 三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。)第四条第一項に掲げる作業に係る業務 三十八 四十一 (略) 第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。 一 五 (略) 五の二 建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。次号において同じ。)に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 五の三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の	(特別教育を必要とする業務) 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 三十三 (略) 三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。) 三十五・三十六 (略) 三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。)第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務 三十八 四十一 (略) 第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。 一 五 (略) 五の二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物(第二百九十三条において「耐火建築物」という。)又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物(第二百九十三条において「準耐火建築物」という。) (新設) で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

五の四（略）

六・七（略）

（危険物乾燥設備を有する建築物）

第二百九十三条 事業者は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。以下この条において同じ。）を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物若しくは同条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、この限りでない。

五の三（略）

六・七（略）

（危険物乾燥設備を有する建築物）

第二百九十三条 事業者は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。以下この条において同じ。）を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物である場合は、この限りでない。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第四条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(健康診断の実施) 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱ひ若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二條第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴ひ石綿の粉じんを發散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 2 6 (略)	(健康診断の実施) 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱ひ若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二條第二項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴ひ石綿の粉じんを發散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 2 6 (略)

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第五条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
	第三条第五項の規定による記録の保存		第三条の規定による記録の保存
	(略)		(略)
	第三十五条の規定による記録の保存		第三十五条の規定による記録の保存 (新設)
表二（略）		表二（略）	
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	
(略)	石綿障害予防規則	(略)	石綿障害予防規則
	第三条第五項の規定による記録		第三条の規定による記録 (略)
	(略)		第三十五条の規定による記録 (新設)
	第三十五条の二第一項の規定による記録		(略)

第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	(略)	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
表二（略）	第三条第七項の規定による記録の保存	表二（略）	第三条第五項の規定による記録の保存
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	
(略)	石綿障害予防規則	(略)	石綿障害予防規則
(略)	第三条第七項の規定による記録	(略)	第三条第五項の規定による記録
(略)		(略)	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石綿障害予防規則第六条の二の改正規定並びに附則第三条第二項及び第六条の規定 令和二年十月一日

二 第一条中石綿障害予防規則第四条の二の改正規定、同令第五条の改正規定（「様式第一号」を「様式第一号の二」に改める部分に限る。）及び同令様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定並びに附則第五条の規定 令和四年四月一日

三 第二条及び第六条の規定 令和五年十月一日

（事前調査及びその結果等の報告等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の石綿障害予防規則（以下「新石綿則」という。）第三条第一項の解体等の作業であつて、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始されるものについては、同

条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則（以下「旧石綿則」という。）第三条の規定は、なおその効力を有する。

2 第二条の規定による改正後の石綿障害予防規則第三条第一項の解体等の作業であつて、前条第三号に掲げる規定の施行の日前に開始されるものについては、第二条の規定による改正後の石綿障害予防規則第三条第四項、第六項及び第七項第九号の規定は適用しない。

3 新石綿則第四条第一項に規定する石綿使用建築物等解体等作業であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第三十五条の二の規定は適用しない。

4 新石綿則第四条の二第一項第一号又は第二号に掲げる工事であつて、前条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第五条において「第二号施行日」という。）前に開始されるものについては、新石綿則第四条の二の規定は適用しない。

（除去等の作業に係る措置等に関する経過措置）

第三条 新石綿則第六条第一項第一号及び第二号の作業であつて、施行日前に開始されるものについては、同条の規定は適用せず、旧石綿則第六条の規定は、なおその効力を有する。

2 新石綿則第六条の二第一項に規定する石綿含有成形品の除去の作業であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に開始されるものについては、新石綿則第六条の二の規定は適用せず、旧石綿則第十条の規定は、なおその効力を有する。

3 新石綿則第六条の三の作業（新石綿則第五条第一項第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材のうち吹き付けられていないものの除去の作業に限る。）であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第六条の三の規定は適用せず、旧石綿則第十三条の規定は、なおその効力を有する。

4 新石綿則第十三条第一項第五号の石綿等の切断等の作業等であつて、施行日前に開始されるものについては、同項ただし書の規定は適用せず、旧石綿則第十三条第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

（届出に関する経過措置等）

第四条 新石綿則第五条第一項に掲げる作業又は第三条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下この項及び次項において「新安衛則」という。）第九十条第五号の二若しくは第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第五条第一項及び新安衛則第九十条の規定は適用せ

ず、旧石綿則第五条第一項及び第三条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十条第五号の二の規定は、なおその効力を有する。

2 新安衛則第九十条第五号の二又は第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日後に開始されるものに係る労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第三項の規定による計画の届出は、この省令の施行前においても、同項及び労働安全衛生規則第九十一条第二項の規定の例により行うことができる。

（様式に関する経過措置）

第五条 第二号施行日において現に提出されている旧石綿則様式第一号による建築物解体等作業届は、新石綿則様式第一号の二による建築物解体等作業届とみなす。

2 第二号施行日において現にある旧石綿則様式第一号による届出書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この省令（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条及び第四条第一項の規定によりなおその効力を有する

こととされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。